

賛助会員規定

(目的)

- 第 1 条 この規定は、本組合が定款第 44 条の規定により設置する賛助会員制度の運営等について必要な事項を定め、もって外部関係者の本組合に対する協力・理解を高めることにより、本組合の事業活動の推進に資することを目的とする。

(資格)

- 第 2 条 賛助会員の資格を有する者は、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者とする。尚、賛助会員は個人及び団体会員を認める。

(賛助会員に対する事業)

- 第 3 条 本組合は、第 1 条の目的を達成するため、賛助会員に対し、次の事業を行う。
- (1) 本組合が作成又は発行する資料の提供
 - (2) 本組合又は組合員との情報交換のための懇談会などの開催
 - (3) その他第 1 条の目的を達成するために必要な事業

(加入)

- 第 4 条 賛助会員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、加入するものとする。
2. 先行の諾否は、理事会において決する。

(会費)

- 第 5 条 賛助会員は、個人会員及び団体会員それぞれにつき年会費を徴収する。

(脱退)

- 第 6 条 賛助会員が脱退しようとするときは、あらかじめ本組合に届出て脱退するものとする。

(除名)

- 第 7 条 本組合は、次の各号の一に該当する賛助会員を除名することができる。
- (1) 本組合の事業を妨げようとした賛助会員
 - (2) 故意又は重大な過失により、本組合の信用を失わせるような行為をした賛助会員
 - (3) 犯罪その他の信用を失う行為をした賛助会員

(その他)

第 8 条 賛助会員について本規定に定めのない事項であって必要な事項は、理事会で決定する。

付則

この規定は、令和 4 年 5 月 18 日より施行する。